資料１

令和7年度　第1回　食品ロス削減推進協議会



説明資料

NIIGATA PREFECTURE

１．食品ロス削減をめぐる国の動き

食品ロスの削減の推進に関する法律

● 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月１日施行

＜食品ロスの問題＞
・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文
・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
➡ **多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言**

食品ロスの削減の定義（第２条）
まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第３条～第７条）
国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第８条）
食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第９条）
食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本方針等（第11条～第13条）
・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
※令和２年３月31日　閣議決定

基本的施策（第14条～第19条）
①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
②食品関連事業者等の取組に対する支援
③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）
内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

出典：消費者庁資料

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針　概要

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針　概要

【第１次基本方針：令和２年３月31日閣議決定】
【第２次基本方針：令和７年３月25日閣議決定】

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき策定。

《我が国の食品ロスの状況》

事業系236万トン
家庭系236万トン

（第２次基本方針策定時）

・食品ロス量は年間472万トン（令和４（2022）年度推計）
　＝国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍

・年間１人当たりの食品ロス量は38kg

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



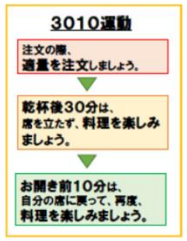
食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

消費者、食品関連事業者、国・地方公共団体等の各主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、**『我が事』として捉え、行動に移すことを促進。**

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

例）
・買物の前に家にある食材をチェック。
・定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
・食卓に上げる料理は食べきれる量に。
・外食時は食べきれる量を注文、宴会時の３０１０運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。



mottECO
〔自己責任で持ち帰ることができることを明示したロゴマーク mottECO〕

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

例）
・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（３分の１ルール）の緩和。
・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
・値引き・ポイント付与等による売り切り。
・外食での小盛りメニュー等の導入。
・持ち帰りへの対応。


〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕


〔小盛りメニュー等の導入〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

例）
・食品ロス削減の施策の推進。
・災害時用備蓄食料の有効活用。
・主催イベントでの食品ロスの削減。
・食品ロス削減の推進に関する表彰。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。国は、計画策定を促進。


〔国の災害時用備蓄食料の有効活用としてフードバンク団体へ提供〕


〔食品ロス削減全国大会の実施〕

出典：消費者庁資料

第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針　主な変更点

第２次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 主な変更点

第１次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を８年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%減早期達成　←あと20万トン削減

事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※（３）表彰、（５）情報の収集及び提供（継続）

（１）教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。
- ✓ 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、国際展開を推進。

〔食の環ロゴマーク〕



〔食品ロス削減推進サポーター育成用教材〕


〔国際連携による情報共有〕

（２）食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、商慣習の見直しを推進。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき周知。
- ✓ mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- ✓ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ✓ ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。



〔食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用〕

（４）実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓ 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討。
- ✓ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

（６）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等


〔ガイドライン作成による食品寄附促進〕

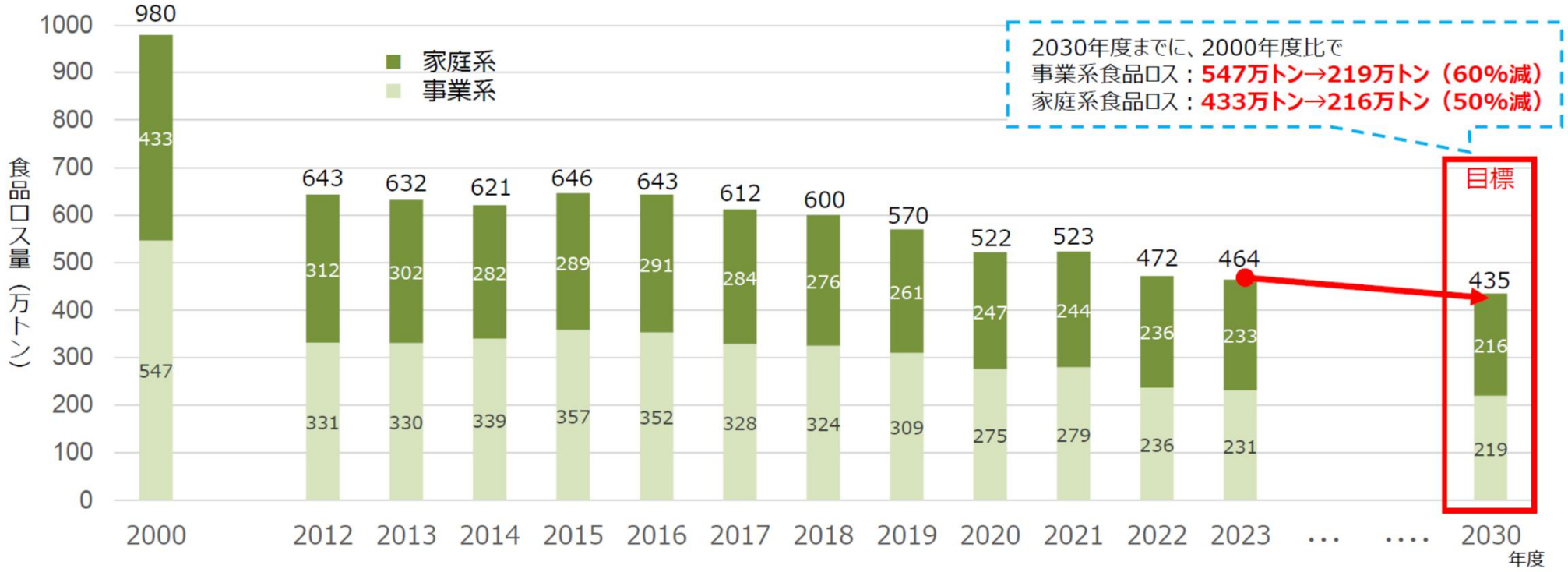
【新規】

- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓ フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化。

出典：消費者庁資料

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量・事業系食品ロス量ともに50%減の目標としていたが、事業系食品ロス量は、2022年度推計で８年前倒しで目標を達成したことから、新たな60%減の目標を設定した。
（事業系目標：273万トン→219万トン　※第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針　2025年3月25日閣議決定）



年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	**2030**
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233 (▲46%)	**216**(▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231 (▲58%)	**219**(▲60%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464 (▲53%)	**435**(▲56%)

（農林水産省及び環境省 推計）（単位　万トン）
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した削減率

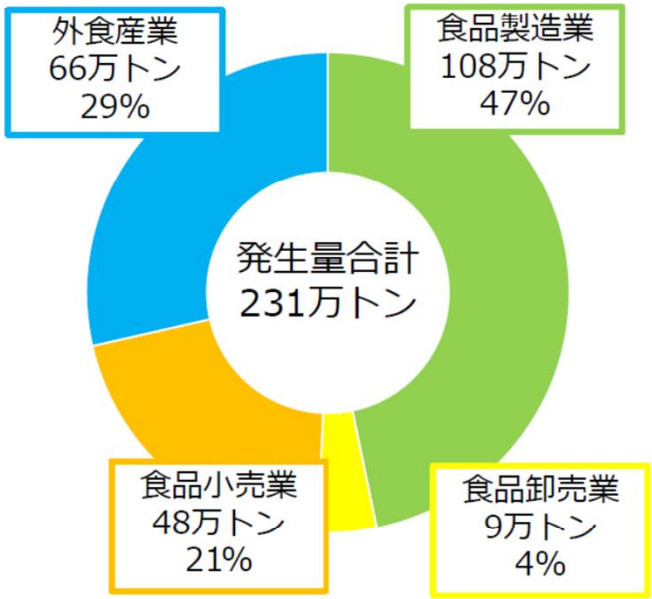
出典：消費者庁資料

食品ロスの発生要因の内訳

発生要因の内訳

○ **我が国の食品ロスは464万トン** ※農林水産省・環境省「令和5年度推計」
○ **食品ロスのうち事業系は231万トン、家庭系は233万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。**

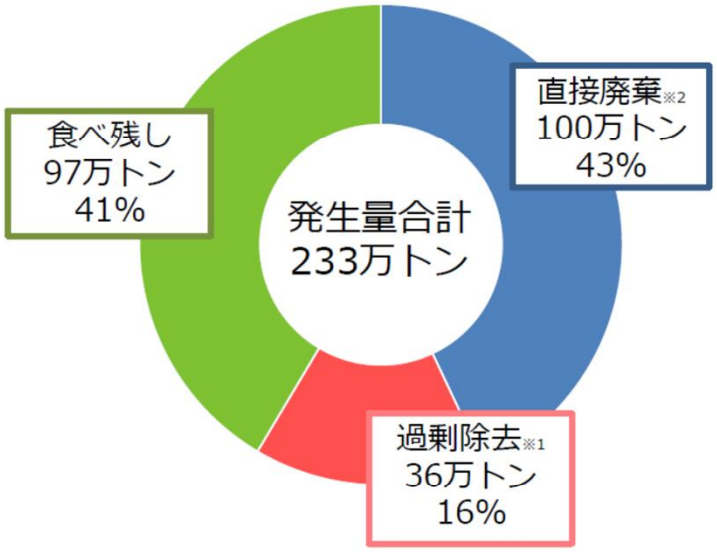
事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



製造・卸・小売事業者
○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者
○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳



※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

出典：環境省資料

食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果

2023（令和５）年度における食品ロスによる

- 経済損失は４兆円、 国民1人当たり 年間31,814円
- 温室効果ガス排出量は1,050万t-CO2、 国民1人当たり 年間84kg-CO2

2023（令和５）年度 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果

2023[令和5]年度食品ロス量	食品ロスによる経済損失の合計※2	食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計※3
464万トン	4.0兆円	1,050万t－CO_2
国民1人当たり※1	国民1人当たり※1	国民1人当たり※1
37kg/年	31,814円/年	84kg-CO2/年



※１ 国民１人当たりは総務省「人口推計」（2023年10月1日時点）に対する値。
※２ 経済損失は各部門（事業部門・家庭部門）にまたがるものを合計したものであり、食品ロスの削減による経済上の利得が全て家計に裨益するものではない。
※３ 温室効果ガス排出量は各部門にまたがるものを合計したものであり、食品ロスからの排出が全て家庭からの排出としてカウントされるものではない。

出典：消費者庁資料

食品ロス削減に向けた環境省の最近の取組

家庭系食品ロスは年々減少傾向にあるが、**削減目標(2000年度比で半減）を2030年度を待たず早期に達成**できるよう、「消費者の行動変容の促進」と「自治体の取組の促進」に関する支援を実施する。

1 消費者の行動変容の促進

○食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果、地域への副次的効果等の観点からとりまとめ、手引きとして今年4月上旬に公表した。
○また、デジタル技術等を活用した家庭系食品ロス削減（食材の買いすぎ防止等の取組）のモデル事業の公募を実施。現在、採択に向けた手続を実施中（10件程度採択予定）。
○モデル事業の成果も踏まえ、定量的な結果に基づいた食品ロス削減効果等について整理を行い、データを充実させた上で手引きの改訂を今年度実施予定。

2 自治体による取組の促進

○自治体による食品ロス削減推進計画の策定がさらに進むよう、自治体職員が計画策定時に参照できるマニュアルを今年4月上旬に公表した。
○また、食品ロス削減の先進的取組や、食品ロスと食品リサイクルを通じた食品廃棄ゼロを目指す先行エリア創出に関するモデル事業の公募を実施。
○モデル事業の成果も踏まえ、食品廃棄ゼロエリア創出のガイドラインを今年度策定予定。

出典：環境省資料

具体的な取組事例

環境省

○　食品ロス削減と食品リサイクル促進に関する知見をマニュアル、手引き等に整理し、自治体向け研修会や食品ロスポータルサイト等を通して発信し、取組の横展開を図っている。

mottECO

mottECO（モッテコ：**飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る**行動）を実践し、得られた知見を元に、その定着と効果的な普及啓発を推進

※今年度、手引き策定予定



フードドライブ

「**フードドライブ実施の手引き**」を策定し、実施時のポイント等を周知



自治体等への横展開

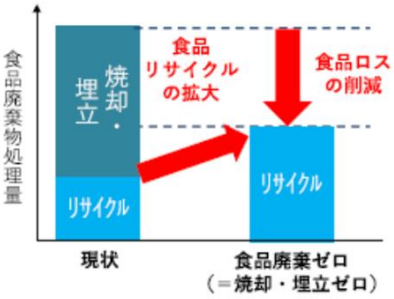
モデル事業等の地域における取組事例を収集・整理し、マニュアル・手引き等を取りまとめて自治体等に周知



食品廃棄ゼロエリア

食品ロス削減と食品リサイクルの拡大により食品廃棄ゼロ（**焼却・埋立ゼロ**）を目指す先行エリアを創出する

※今年度、手引き策定予定



出典：環境省資料

これまでの事業系食品ロス削減に向けた取組と効果

✓ 業種ごと、業種間の協調による取組や消費者への働きかけと一体となった取組の推進により、食品ロス削減に一定の効果。
✓ 食品ロス削減への効果を持続させるためにも、これらの取組は引き続き継続していく必要。

※各セル内の〇は取組がどの段階で食品ロス削減に効果的かを示したもの

取組	効果	食品製造段階	食品卸売段階	食品小売段階	外食段階
納品期限緩和	製造段階での廃棄の削減	〇	〇	－	－
リードタイムの延長	製造段階での廃棄の削減	〇	〇	－	－
賞味期限の 年月表示化	製造・販売段階での廃棄の削減	〇	〇	〇	－
賞味期限の延長	製造・販売段階での廃棄の削減	〇	〇	〇	－
未利用食品等の寄附促進	製造・販売段階での廃棄の削減	〇	〇	〇	－
需要に見合った製造/販売の推進	製造・販売段階での廃棄の削減	〇	〇	〇	〇
消費者の購買行動の変容の推進 （「てまえどり」の推進）	販売段階での廃棄の削減	－	－	〇	－
食べきり/持ち帰りの推進 （消費者への啓発） ※食品ロス削減月間の啓発 ・宴会時の3010運動・mottECO	食べ残しによる廃棄の削減	－	－	－	〇

出典：農林水産省資料

新たな目標に向けての食品関連事業者による効果的な取組

- ✓ 食品事業者が取組を進めるにあたって、**消費者**の食品ロス削減への**理解や取組**も重要。
- ✓ 食品の製造から小売・外食までの業種別に、**食品ロスの発生量が多い工程**等において、**効果的な取組**を**強化**することにより、新たな目標（６割減）を実践。

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	
食品ロス発生量が多い工程	製造工程における原材料端材	返品、不良品 納品期限の切れた商品	販売期限切れの商品	売れ残り商品 作り置き品・誤発注で廃棄されたもの	食べ残し
効果的な取組	新たな活用方法の開拓、技術革新	商慣習見直し 未利用食品寄附促進 AIによる需要予測推進	「てまえどり」推進		食べきりの推進 食べ残し持ち帰りの推進

56%減 → 60%減
240万トン → 219万トン
▲21万トン

食品関連事業者だけでなく、消費者の理解や取組が鍵

注：取組を講じても各工程の食品ロスがゼロにできるわけではない点に留意。

出典：農林水産省資料

消費者への啓発（啓発資材の提供・てまえどり）

- ✓ すぐ食べる場合に商品棚の手前にある商品を選ぶ**「てまえどり」**は、食品ロス削減の効果が期待
- ✓ **小売事業者と消費者が連動した食品ロスの削減に向けた取組**を後押しするため、食品小売事業者に対して、**店舗にて、食品ロス削減のための啓発活動を行うことを呼びかけ**
- ✓ **毎年10月の食品ロス削減月間**に、普及啓発資材等を活用して**消費者への啓発活動を実施する小売事業者及び外食事業者、事業者へ食品ロス削減の普及啓発を呼びかける地方自治体を募集し、公表**
 （令和６年度実績は、55事業者及び43自治体）
 （https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/keihatsu_2024.html）

【啓発資材例】









（帯POP）



（どなたでもダウンロード可能です）

【活用例】







・コンビニエンスストア





出典：農林水産省資料

飲食店等での「食べきり」「持ち帰り」の促進

外食時のおいしく「食べきり」ガイド

（令和元年５月 消費者庁・農林水産省・環境省）

外食時の「食べきり」促進に向けて、
食べ手（消費者）と作り手（飲食店）
双方の理解や実践を更に進めるために、
消費者、飲食店それぞれの留意事項を
整理し、普及啓発。



New 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～

(令和6年12月　消費者庁・厚生労働省)

事業者・消費者双方の持ち帰りに対する意識や行動変容を促進するために、**衛生面に関する一定の注意事項の説明**等の下、**消費者の自己責任で持ち帰りを行う**ことを定めたガイドラインを策定。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_02.pdf

参考チラシ



ドギーバッグアイデアコンテスト

（令和2年10月 環境省・農林水産省・消費者庁・ドギーバッグ普及委員会）

食べ残しを持ち帰る行為のネーミング
として、**mottECO（モッテコ）**を選定。

mottECO

「もっとエコ」
「持って帰ろう」
の意味が込められています

11

出典：農林水産省資料

● 飲食店等における「食べ残し」対策

外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施

1．主旨

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、年間約472万トン（令和４年度推計）。消費者・事業者・地方公共団体を含めた様々な関係者が連携し、食べきりを推進することが重要。

消費者庁は、農林水産省、環境省及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（R７.２.12現在　447自治体）と共に、令和６年12月から令和７年１月までの年末年始のシーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、「宴会五箇条」や「3010運動」等の普及啓発の取組を実施。

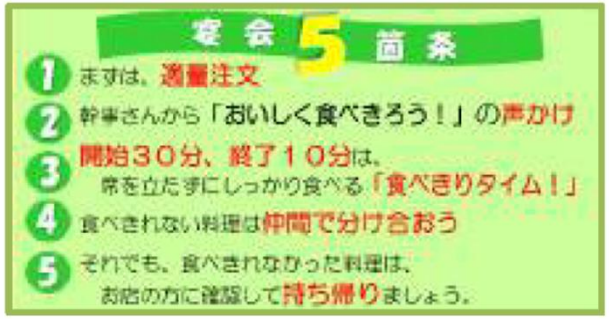
2．内容

関係省庁では、食べきりに関するSNS発信や、キャンペーンのチラシをウェブサイトで紹介、食品ロス削減推進に資する普及啓発資材のイベント展示のほか、職場の食堂等に食品ロス削減の普及啓発三角柱の設置。
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会においては、全国チェーンの飲食店に小盛りサイズメニュー導入等を要請。

〈消費者庁食品ロス削減啓発用POP（外食編・宴会編）〉



〈全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（宴会５箇条）〉



〈外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンポスター（令和６年度版）の例〉



出典：消費者庁資料

国の取組（消費者庁）

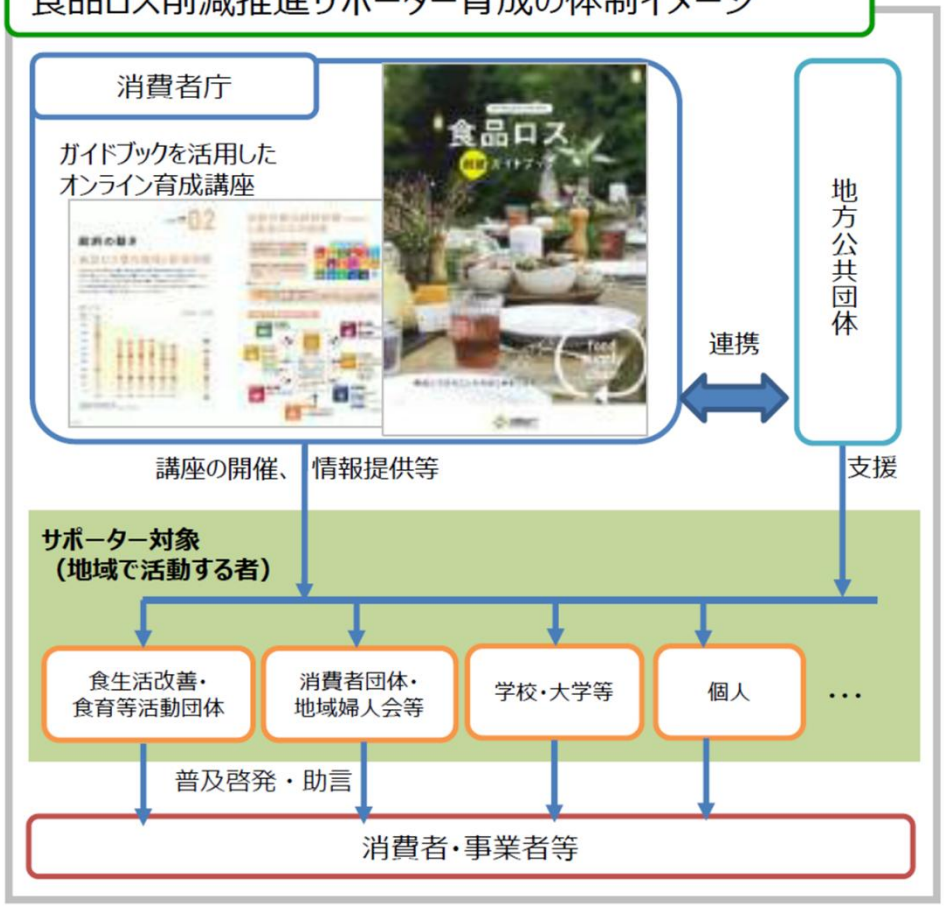
● 普及啓発の促進に向けた人材育成　食品ロス削減推進サポーターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。

・**地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成**するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター育成講座を定期的に実施する。

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減推進サポーター登録の流れ

1．消費者庁が開催する育成講座を受講
2．講座を踏まえた試験を受験
3．サポーター登録の希望者は、消費者庁へ申請
4．消費者庁は、手続きを経て、希望者を認定

〈サポーター認定バッヂ〉



サポーター登録人数　3,523人※

※令和7年３月現在。登録は随時受付中

消費者庁から情報提供等のフォローアップ

サポーターの活躍（例）

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発（イベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減に向けた取組の助言

等

https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/

出典：消費者庁資料

●「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信（概要）

「食の環（わ）」プロジェクトの背景

- 25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」の見直しにおいて、「食品アクセスの確保」の考え方を明記。具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要。

- 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の３つの施策を包括する概念**を「**食の（わ）**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

＜「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	(食品の)経済的アクセス	(食品の)物理的アクセス
排出削減の取組（公表・商慣習見直し・国民運動等）	食料提供に向けた体制づくり（地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援）	
食品寄附の促進（期限表示、保険、DX）	食料提供に資する体制づくり（食料支援等を通じたつながり創出）	移動販売等の拠点となる施設整備
		店舗への交通手段の確保
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援（食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・こども食堂等の活動支援等）		移動販売等で店舗を届ける
		商品を届ける（ラストワンマイル配送支援等）
食べ残し持ち帰り促進（持ち帰りガイドライン作り）	フードバンク・こども食堂等への食料提供（備蓄米無償交付等）	食品アクセスの状況や対策事例等

今後の取組予定

- 今後、関係府省庁は、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に関わる幅広い施策において、「食の環（わ）」プロジェクトの一環であることや、「食の環（わ）」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）
- 「食の環（わ）」プロジェクト特設サイトを立ち上げ、「食の環（わ）」プロジェクトに関する関係府省庁の情報を集約する。
- 今後、本プロジェクトの成果の「見える化」を検討していく。

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク（イメージ）

（関係府省庁による発出文書等において、下記のいずれかの「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。）





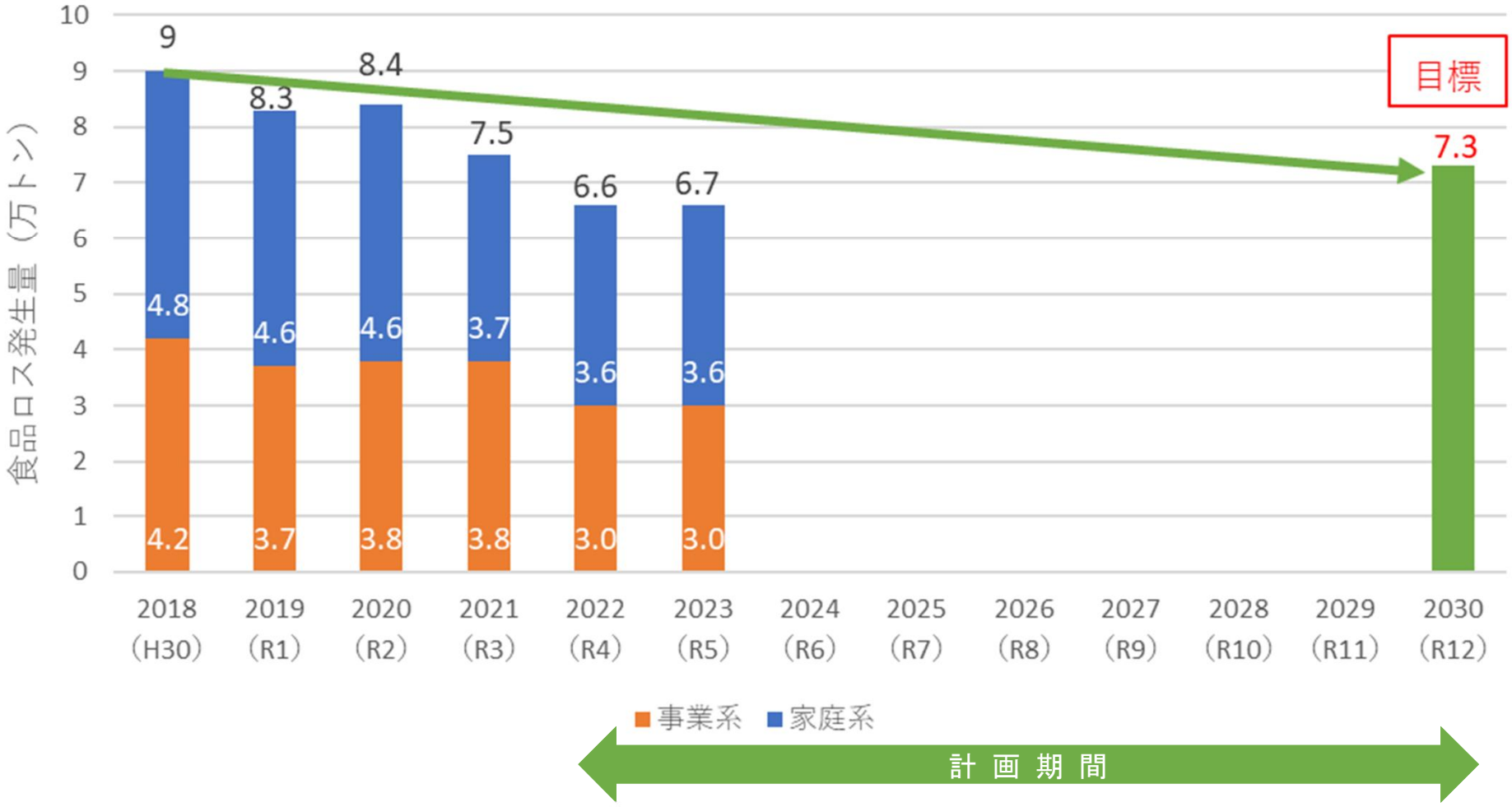
https://www.no-foodloss.caa.go.jp/shokunowa/

出典：消費者庁資料

２．新潟県の現状と課題

新潟県の食品ロス量の推移と削減目標（現行計画）

●【目標】2030年度（R12）に、2018年度（H30）比で食品ロス量を18.5%削減



本県目標値（2030年度迄） ＝ 本県基準値（2018年度） × 国全体の目標を達成するために今後必要となる削減率（▲18.5%）

7.3万 t ＝ 9.0万 t × 全国目標値（2030年度迄）489万t / 全国現状値（2018年度） 600万t

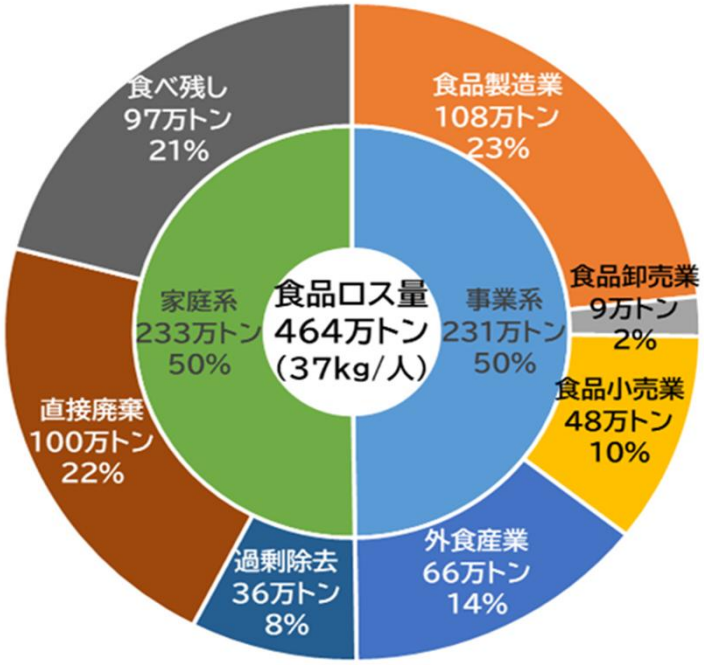
新潟県の食品ロス発生量の現状（令和5年度推計の全国値との比較）

● まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生
～日本全体で年間４６４万トン、県内では年間 ６．７万トンの食品ロスが発生～

〔本県の現状〕

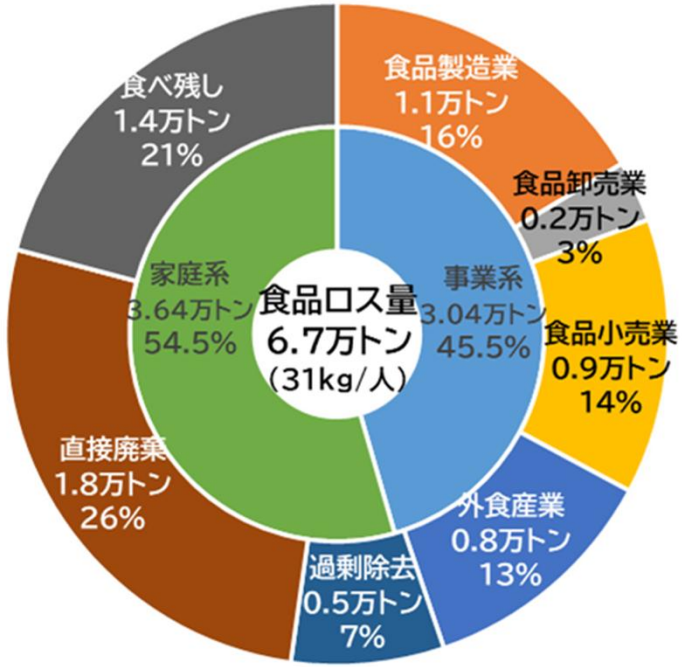
- 令和４年度の6.6万トンに比べ約１千トン増加（家庭系：600トン、事業系：300トン）
- 一人当たりの食品ロス量は、全国値より低い（新潟県31kg/人 、全国値37kg/人）
- 全国と比較して、家庭系の割合が多い（新潟県54%、全国値50%）

全国値（2023年度（R5年度）推計）



出典：環境省資料
農林水産省資料

新潟県（2023年度（R5年度）推計）



出典：資源循環推進課（環境省の推計方法に準じて推計）
食品・流通課（農林水産省の推計方法に準じて推計）

新潟県の現行計画①

●新潟県食品ロス削減推進計画の策定（R4.3）

〔策定の趣旨〕(p1)

➢ 食品ロスの削減はSDGsに盛り込まれた国際的な課題であるだけでなく、「食の宝庫」である本県にとっても身近で重要な問題

➡ 基本理念や各主体に求められる役割と行動、県の施策の方向性等を明らかにした本計画を策定

〔現状と課題〕(p2)

➢ 県内でも約9万トン（家庭系4.8万＋事業系4.2万トン/2018年度）の食品ロスが発生

➢ 食品ロス問題を認知して取り組む人の割合は、全国値（76.6%）を上回る約9割と意識は高いものの、１人あたりの家庭系食品ロスの発生量は全国値と同程度

➢ 事業系食品ロスは、全国値と比べ消費者に身近なところで多く発生

➡ 県民一人ひとりの更なる取組をはじめ、フードチェーン全体での取組が必要

		食品ロス（2018年度推計）			食品ロス問題を認知して取り組む人の割合	
			家庭系	事業系		
新潟県	発生量	9.0 万トン	4.8 万トン	4.2 万トン	新潟県	90.8 %（2021.5）
	1人あたり	40 kg / 人・日	21 kg / 人・日	19 kg / 人・日		
全国	発生量	600 万トン	276 万トン	324 万トン	全国	76.6 %（2021.3）
	1人あたり	47 kg / 人・日	22 kg / 人・日	25 kg / 人・日		

〔基本理念〕(p6)

「食べ物を大切にする持続可能な地域社会づくり」の推進
～もったいない、減らそう食品ロス～

・「もったいない」の精神が県民意識として定着し、地域社会全体として食品ロス削減の取組が進んだ社会を目指します

新潟県の現行計画②

●新潟県食品ロス削減推進計画の策定（R4.3）

〔削減目標等〕(p16)　●SDGsや国の削減目標等を踏まえて、数値目標を設定

【目標①】2030年度までに食品ロス量を7.3万トン以下に削減

【目標②】問題を認知して複数の取組を実践する県民の割合を9割以上

		現状	目標
①食品ロス発生量（年間）	国	600万トン	489万トン以下　（▲18.5%）
	県	9.0万トン	**7.3万トン以下**　（▲18.5%）
②食品ロス問題を認知して、取組を実践する人の割合	国	76%（1項目以上実践する人）	80%以上（1項目以上実践する人）
	県	91%（1項目以上実践する人） 81%（複数項目を実践する人）	**90%以上（複数項目を実践する人）**

（目標①の考え方）

- 国においては、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定
- 本県でもこの削減目標と歩調を合わせて削減に取り組むこととし、2018年度（※）の食品ロス量を基準として、国の目標と同じ削減割合を乗じて設定

※　本県においては2000年度の食品ロス量を計測していないことから、直近の推計値がある2018年度を基準年度とした

本県目標値（2030年度迄） ＝ 本県基準値（2018年度） × 国全体の目標を達成するために今後必要となる削減率（▲18.5%）

7.3万ｔ ＝ 9.0万ｔ × 全国目標値（2030年度迄）489万t ／ 全国現状値（2018年度）600万t

新潟県の食品ロス発生量の現状と課題（現行計画の削減目標との比較）

【現状】

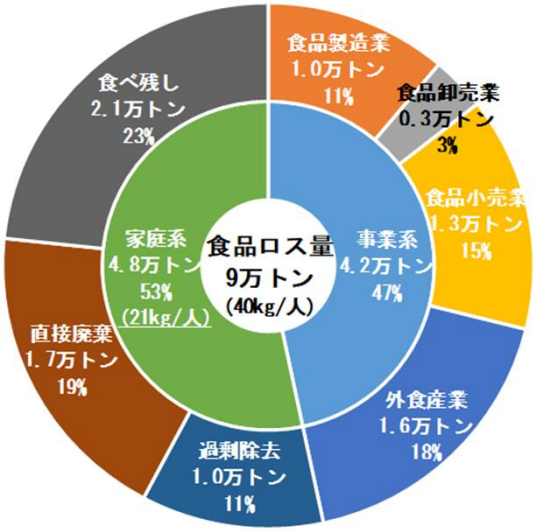
○ 食品ロス発生量

- 2023(R5)年度の本県の食品ロス量（推計値）は**6.7万トンとすでに現行計画の削減目標7.3万トン以下を達成**（家庭系3.6万トン（54%）、事業系3.0万トン（46%））
- 本県における**家庭系の食品ロス量**は、事業系の食品ロス量と比べ**減少幅が小さい**。（2018年度比削減率▲25%（うち家庭系▲23%、事業系▲28%））
- 家庭系では**直接廃棄、食べ残し**、事業系では**食品製造業、食品小売業**の順に発生量が多い。

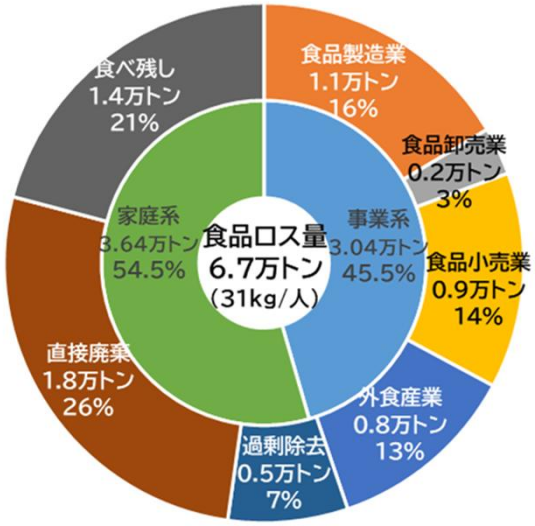
【課題】

- 新潟県総合計画で達成目標に掲げる１人１日当たりの焼却処理量の削減の取組を進めるためにも、**引き続き更なる食品ロス削減に向けた取組が必要。**

【新潟県の食品ロス発生量（推計）】



2018（H30）年度推計



2023（R5）年度推計

（注）小数点以下を四捨五入により端数処理しているため合計値が一致しない

	2018(H30)	2023(R5)	削減率
事業系	**42,102トン**	**30,392トン**	**▲ 28%**
食品製造業	9,937トン	10,723トン	増
食品卸売業	2,853トン	2,132トン	
食品小売業	13,079トン	9,112トン	
外食産業	16,234トン	8,425トン	
家庭系	**47,491トン**	**36,359トン**	**▲ 23%**
過剰除去	9,970トン	4,639トン	
直接廃棄	17,114トン	17,541トン	増
食べ残し	20,407トン	14,179トン	
合計	**89,593トン**	**66,751トン**	**▲ 25%**

【新潟県総合計画（令和７年３月）達成目標　】

指標名	現状値	令和10年度目標値	令和14年度目標値
１人１日当たりの焼却処理量（一般廃棄物）	767g（令和4年度）	751g以下	735g以下

消費者の意識等の現状と課題①（食品ロス問題を認知して取り組む人の割合）

【現状】

○　食品ロスを減らすための「取組を行っている」と回答した人の割合

・　消費者庁 が実施した全国調査では74.9%であったが、本県が実施した県民調査では90.4%となっており、全国の調査結果を大きく上回る結果

・　一方で、本県では、複数の取組を実践している人の割合が72.4%と、Ｒ１年度調査時の81.0%から低下

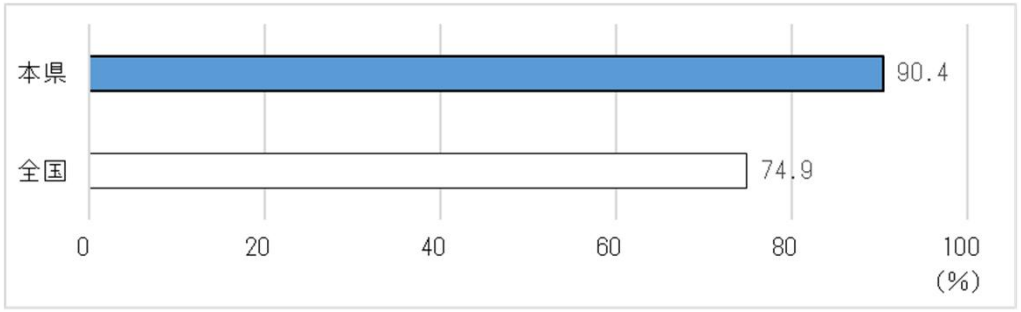
【課題】

○　食品ロス問題を認知して複数の取組を実践する県民の割合の増加

■食品ロス削減に取り組む人の割合　90.4%

・本県…「取組を行っている」と回答した人の割合

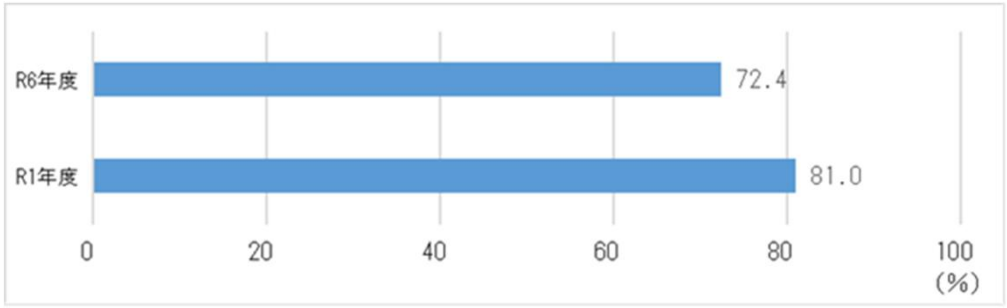
・全国…食品ロス問題を「知っている」と回答し、かつ「取組を行っている」と回答した人の割合



・本県：2025.2「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査

・全国：2024.9「令和６年度第２回消費生活意識調査」

■複数の取組を実践する人の割合　72.4%



・R6年度…2025.2「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査

・R1年度…2020.3「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査

消費者の意識等の現状と課題②（食品ロスを減らすための取組）

【現状】

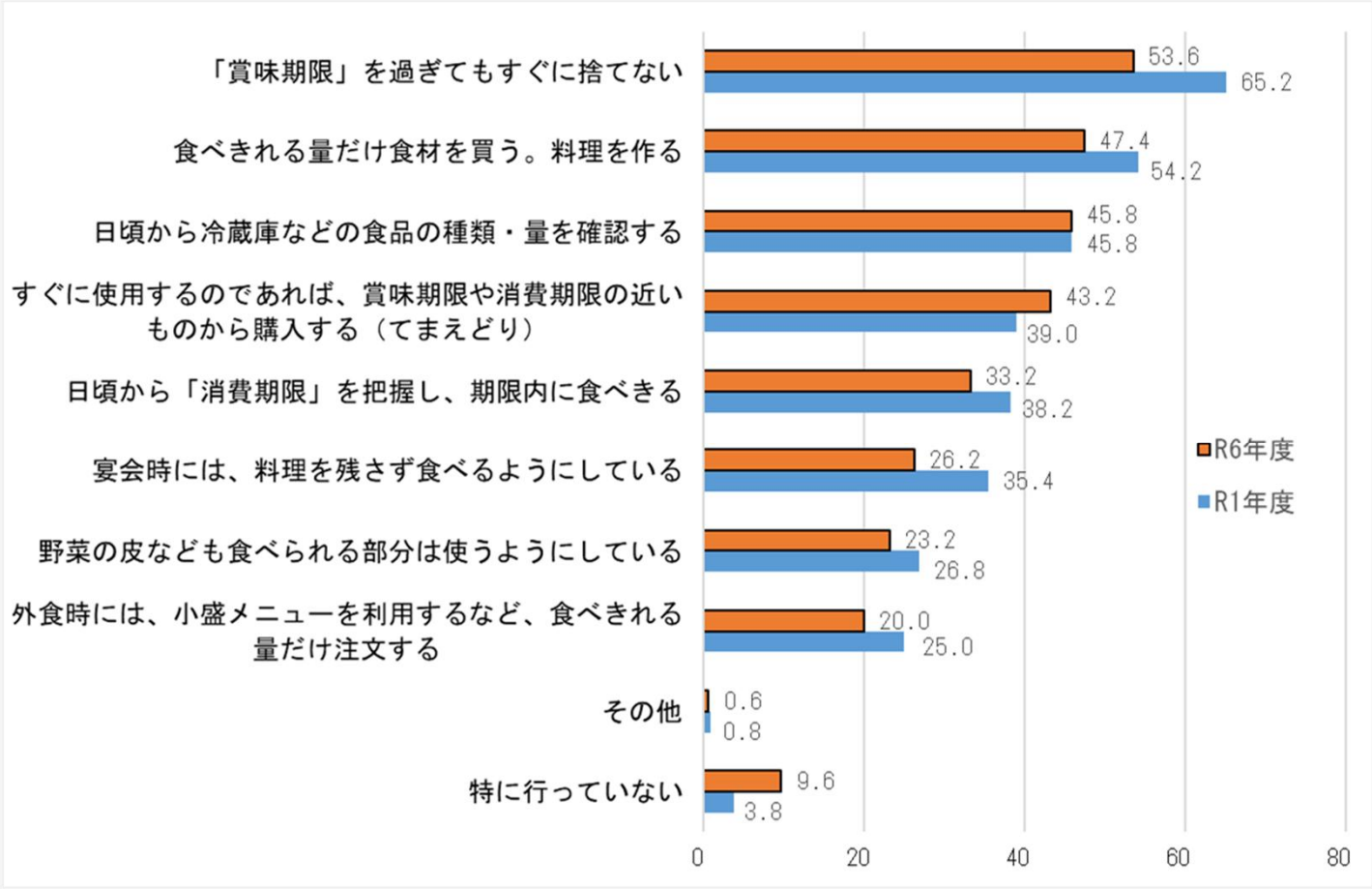
○　食品ロスを減らすために行っている取組（複数選択可）

・　「すぐに使用するものであれば、賞味期限や消費期限の近いものから購入する」という項目以外は全て<u>Ｒ１年度調査を下回る割合。</u>また、<u>「特に行っていない」の割合も増加</u>。

【課題】

○　食品ロス問題を認知して複数の取組を実践する県民の割合の増加

■食品ロスを減らすための取組（複数選択可）



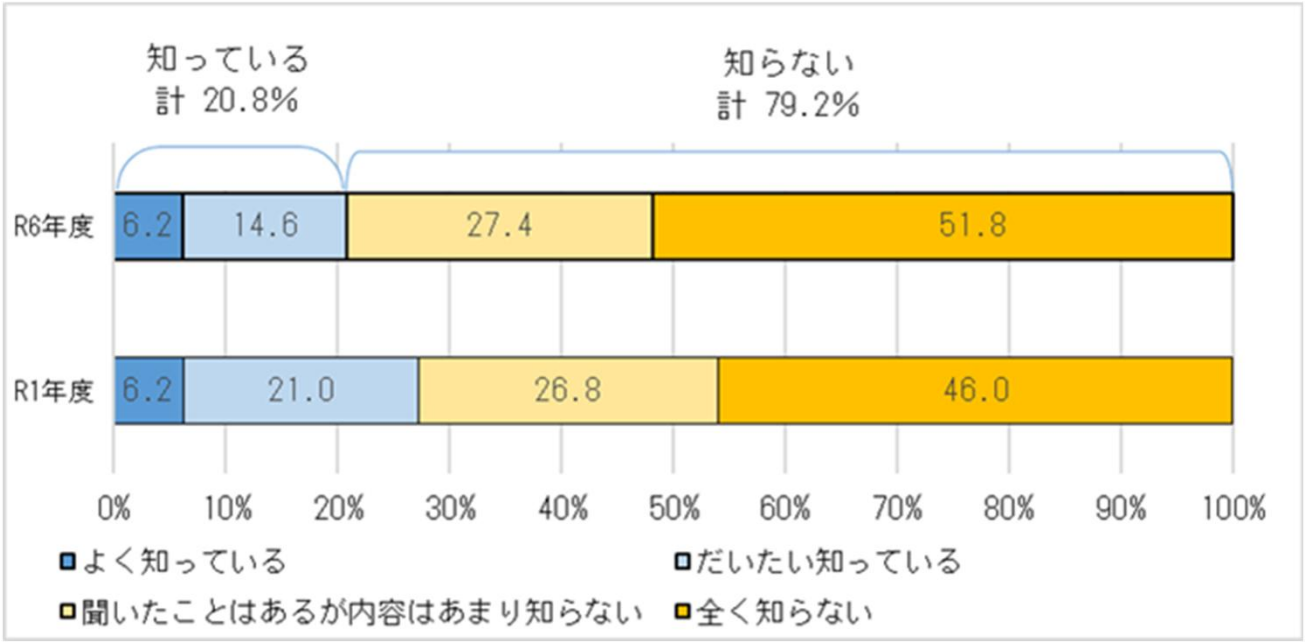
・R6年度…2025.2「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査
・R1年度…2020.3「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査（R1年度は「てまえどり」という言葉は使用していない。

消費者の意識等の現状と課題③（「残さず食べよう！にいがた県民運動」の認知度）

【現状】
○　県が実施している「残さず食べよう！にいがた県民運動」の認知度
・　「知っている」と回答した割合は20.8%にとどまっており、更なる普及・定着が求められる。
（「まったく知らない」が51.8%と、令和元年度調査時から5.8%増加）
【課題】
○　「残さず食べよう！にいがた県民運動」の認知度の向上

■「残さず食べよう！にいがた県民運動」の認知度　20.8%　（よく知っている6.2%＋だいたい知っている14.6%）

問：新潟県では食品ロス削減のための取組として「残さず食べよう！にいがた県民運動」を進めています。
あなたは「残さず食べよう！にいがた県民運動」を知っていますか。次の中からひとつ選んでください。



・R6年度…2025.2「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査
・R1年度…2020.3「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査（R1年度は「てまえどり」という言葉は使用していない）

３．計画改定に向けた検討

新潟県食品ロス削減推進計画の改定に向けた検討 1［削減目標］

■ 2025年3月に国が基本方針を変更し、目標を前倒しで達成した事業系食品ロス削減について新たな目標（2000年度比で2030年度までに60%削減）が設定されるとともに、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策等を追加したこと、及び本県における取組状況を踏まえ、県計画の見直しを検討

［削減目標］

○ 次の理由から、新たな目標値を設定する。

- 直近2023(R5)年度の食品ロス量は6.7万トンであり、<u>現行計画の削減目標「2030年度までに食品ロス量を7.3万トン以下に削減」を既に達成</u>している。
- 2018年度を基準年とし、国の変更後の目標値（2018年度比▲27.5%）に準拠して本県の目標値を算定すると6.5万トンとなるが、現状値を踏まえると早期達成が見込まれる。

【食品ロス発生量（推計）と目標値】　※基準年度は2018年度

		計画策定時 2018年度	2020.3時点の目標（計画変更前） 2030年度まで	現状		2025.3時点の目標（計画変更後） 2030年度まで
				2022(R4)年度	2023(R5)年度	
国	家庭系	276	216	236	233	216
	事業系	324	273	236	231	219
	計	600	489（△18.5%）	472	464	435（△27.5%）
県	家庭系	4.8	－	3.6	3.6	－
	事業系	4.2	－	3.0	3.0	－
	計	9.0	7.3（△18.5%）	6.6	6.7	6.5（△27.5%）

現行計画の目標値　**直近の実績**　**国の変更後の目標値に準拠して算出した目標値**

※ 県計画上、目標値の家庭系、事業系の内訳は示していない。
※ 小数点以下を四捨五入により端数処理しているため合計値が一致しない箇所あり。

新潟県食品ロス削減推進計画の改定に向けた検討 １［削減目標］

［削減目標（案）］

○　目標①　食品ロス量を2030年度までに6.2万トン以下にする【改定】

○　目標②　問題を認知して複数の取組を実践する県民の割合を９割以上とする【継続】

【目標①の考え方】

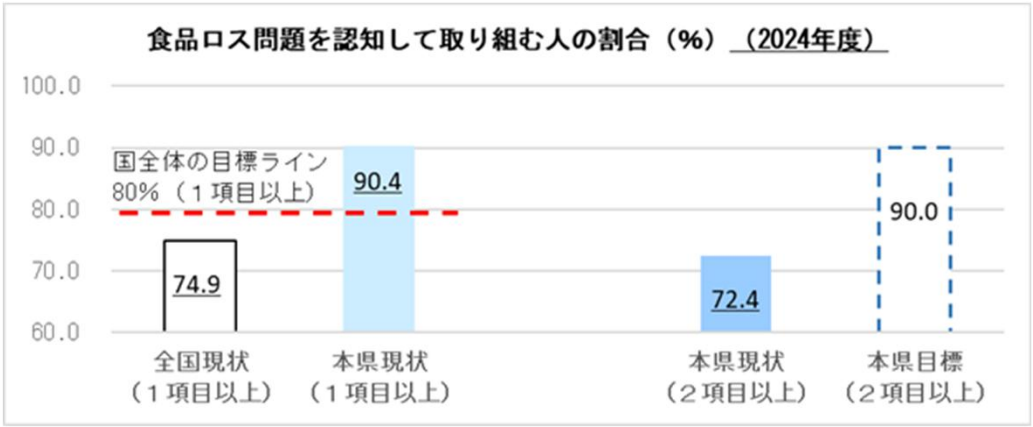
・　基準年度を2023年度とし、国の現状値に対する目標値の割合を乗じて算定

本県目標値（2030年度迄） ＝ 本県基準値（2023年度） × 国全体として目標を達成するために今後必要となる削減率（▲6.25%）

6.2万ｔ ＝ 6.7万ｔ × 全国目標値（2030年度迄）435万t ／ 全国現状値（2023年度）464万t

【目標②の考え方】

・　2024年度に本県が実施した県民調査において、複数の取組を実践している人の割合が72.4%と、Ｒ１年度調査時の81.0%から低下していることから、現目標を継続



・全国現状（１項目以上）…2024.9 令和６年度第２回消費生活意識調査
・本県現状（１項目以上及び２項目以上）…2025.2「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」に関する調査

新潟県食品ロス削減推進計画の改定に向けた検討 ２［施策内容］

［施策内容］
○　国が具体的施策を追加したこと等を踏まえ、県においても具体的な施策を追加

（掲載方針）
県や市町村、関係団体、食品関連事業者、消費者等各主体がそれぞれの立場で、食品ロス問題を「他人事」ではなく、「我が事」としてとらえ、行動に移すことを促進する取組項目を掲載することとする。

◆施策内容（追加・拡充のうち主なもの）

【教育及び学習の振興、普及啓発等】

➢ 食品ロス削減の重要性や効果的な削減方法等に関する普及啓発

・ 食品ロス削減など日常生活でできる脱炭素の取組をまとめた「にいがたゼロチャレ30」の呼びかけ等、ライフスタイルの転換を促す《新規》

➢ 命を大切にし、食への感謝の気持ちを養う教育等の振興

・ 未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、国等と一体となって、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施《新規》

【情報の収集及び提供等】

・ 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用の方法について検討《新規》

【食品関連事業者等の取組に対する支援】

➢ 事業者の取組に対する支援

・ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し、取組の見える化による商習慣の見直しを促す《新規》
・ 納品期限の見直しについて周知・徹底し、商習慣の見直しに向けた取組を促進《新規》
・ 一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動（適量購入、「てまえどり」等）や消費行動（家庭における食品ロス削減の取組促進、「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等）の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供《新規》
・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」及び「食品期限表示設定のためのガイドライン」の改正内容を周知《新規》

【未利用食品の活用に向けた支援等】

・ 県民へのフードバンク活動における「食品寄付ガイドライン」に基づく食品提供の普及啓発《新規》
・ こども食堂に対し、市町村や団体等と連携・協働しながら、居場所の整備や食品の寄付に係る情報提供等必要な支援を実施《新規》

４．食品ロス削減に向けた県の取組等について

● 消費者へのごみの発生抑制の啓発

「残さず食べよう！にいがた県民運動」を通じて、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境にやさしい食生活の実践を呼びかけ、ごみの発生抑制や環境に対する県民理解を促進

これまでの取組

○　「食べきり川柳」キャンペーン（R4.10～R5.2）

➢　10月の「食品ロス削減月間」に合わせて、食品ロスを減らすアイデアや意気込み等を盛り込んだ川柳を募集。応募のあった1,474作品の中から、県民投票により優秀作品を決定。

・募集期間
　令和４年10月～11月

・応募方法
　県ホームページ、はがき、X（旧Twitter）
　※新潟県内にお住まいの方

・応募数
　ホームページ　：　981作品
　はがき　：　366作品
　X（旧Twitter）　：　127作品
　合計　：1,474作品

・選考方法
　［一次審査］
　事務局、資源循環推進課、ほか外部審査員にて入賞作品10点を決定

［二次審査（県民投票）］
　入賞作品10点から「県民投票」により金賞・銀賞、山田彩乃さん特別賞を決定



● 消費者へのごみの発生抑制の啓発

「残さず食べよう！にいがた県民運動」を通じて、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境にやさしい食生活の実践を呼びかけ、ごみの発生抑制や環境に対する県民理解を促進

これまでの取組

○　食べきりレシピ写真投稿キャンペーン（R5.10～R5.11）

➢　10月の食品ロス削減月間に合わせて、食品ロスについて考えていただくきっかけとなるよう、食材を上手に使い切ったり、余った料理をリメイクしたり、ひと工夫加えて作った料理の写真を募集。

・募集期間
　令和５年10月１日
　～ 11月30日

・応募方法
　Instagram、
　県ホームページ
　※新潟県内に
　　お住まいの方

・抽選で20名様に、
　商品券1,000円分を
　プレゼント







● 消費者へのごみの発生抑制の啓発

「残さず食べよう！にいがた県民運動」を通じて、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境にやさしい食生活の実践を呼びかけ、ごみの発生抑制や環境に対する県民理解を促進

これまでの取組

○　紙製テイクアウト容器の提供（R5.10～R5.11）

➢　プラスチックごみ削減に加え、食品ロス削減を促すため、県内約50店舗の飲食店・キッチンカーで紙製テイクアウト容器の提供を実施。



・実施期間
　令和５年10月１日～11月30日

・紙製テイクアウト容器を使ってアンケートに回答した方の中から抽選で50名様エコニャングッズプレゼント





● 消費者へのごみの発生抑制の啓発

「残さず食べよう！にいがた県民運動」を通じて、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境にやさしい食生活の実践を呼びかけ、ごみの発生抑制や環境に対する県民理解を促進

これまでの取組

○　令和６年度新潟県３Ｒ推進キャンペーン

➢　食品ロスをはじめ、幅広いごみを減らす工夫やアイデアを募集し、特設サイトで紹介

・募集期間
　令和６年10月１日～
令和７年１月10日

・抽選で50名の方に
　デジタルギフト券
「QUO カ ー ド Pay」
500円をプレゼント





● 消費者へのごみの発生抑制の啓発

「残さず食べよう！にいがた県民運動」を通じて、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境にやさしい食生活の実践を呼びかけ、ごみの発生抑制や環境に対する県民理解を促進

これまでの取組

○　イベントにおける啓発

➢　イオン新潟フェアにおいて、食品ロス削減に関するＰＲブースを出展。お絵描きエコバッグのワークショップ、ぜーんぶおいしく食べきり隊の隊員募集、「食べきり宣言」の募集を実施。







新潟県では、**ぜーんぶおいしく食べきり隊**を結成し、県民の皆さまと一緒に**食品ロス削減**に取り組んでいます。

今後の取組予定

○　食品ロス削減月間に合わせたキャンペーンや出前講座等、市町村や関係団体と連携した啓発を実施します。

● 消費者へのごみの発生抑制の啓発

「残さず食べよう！にいがた県民運動」を通じて、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境にやさしい食生活の実践を呼びかけ、ごみの発生抑制や環境に対する県民理解を促進

これまでの取組

○　コンビニ・スーパーと連携した「てまえどり」の取組の推進（R4.6～）

➢　すぐに食べる時は並べられている商品を手前から取る「てまえどり」の取組の、より一層の浸透を図るため、県内のコンビニ・スーパーにおいて、啓発POPの店舗等での掲示に御協力いただき、広く県民の皆様へ呼びかけを実施。

・協力事業者
①㈱セブンーイレブン・ジャパン、㈱ローソン、㈱ファミリーマート
②原信ナルスオペレーションサービス㈱
③新潟県職員生活協同組合









県職員生協県庁売店の様子

今後の取組予定

○　小売店と連携し、「てまえどり」をはじめとする食品ロスの削減に効果的な取組の実践を呼びかけます。

● 消費者へのごみの発生抑制の啓発

「残さず食べよう！にいがた県民運動」を通じて、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境にやさしい食生活の実践を呼びかけ、ごみの発生抑制や環境に対する県民理解を促進

○　食品ロスに関する啓発資材、学習用動画の作成・配布

➢　学校等の授業の教材としても活用可能なリーフレットや動画、小売店の店頭に設置できる啓発POPを県HPに掲載。













https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigenjunkan/keihatsushizai.html

今後の取組予定

○　環境学習にも利用可能な啓発資材のほか、食品関連事業者が利用できる啓発資材を作成・配布します。

● 新潟県食品ロス削減ポータルサイトの開設（R4.10～）

県HPにおいて、食品ロスに関連する各課の取組を一元的に閲覧いただけるようにするため、新たに「新潟県食品ロス削減ポータルサイト」を開設



https://www.pref.niigata.lg.jp/site/niigata-foodloss/

今後の取組予定

○　食品ロスの削減に効果的な取組のほか、各課の取組、市町村の取組について発信します。

●　食品ロス削減を目的とした企業との連携

食品ロス削減につながるフードシェアリングサービスなどを提供する民間企業と連携し、県内食品事業者から発生する未利用食品の活用を推進

これまでの取組

○　（株）クラダシとの連携協定締結（R4.3）

➢　食品ロス削減につながるプラットフォームを展開する（株）クラダシ（東京都）と食品ロス削減に係る連携協定を締結し県民や県内の食品関連事業者の活用を促進。



○　社会貢献型インターンシップの実施（R7.10）

➢　生産現場での食品ロス削減を目的にクラダシが募集した首都圏や関西圏の学生４名が、新潟市の農家で農業支援や行政との意見交換会を行うインターンシップを実施した。（計５日間）　※新潟市と共同実施







今後の取組予定

○　企業と連携した取組を継続し、未利用食品の活用を推進します。

●　事業系食品ロス削減の推進

食品関連事業者を対象に、県内の食品ロス削減の先進的事例や未利用食品の有効活用に取り組む企業・団体の活動を紹介するセミナーを実施（R4～：事業系食品ロス削減推進事業）

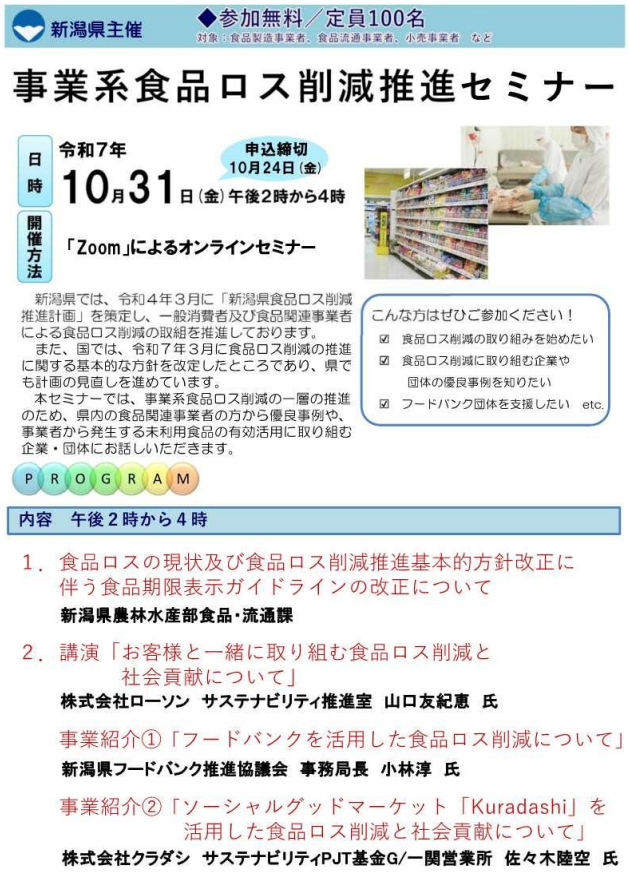
これまでの取組

○　事業系食品ロス削減推進セミナー（R7.10）

➢　県内事業者のマインドアップを目的にオンラインセミナーを開催し、事業系食品ロス削減につながる優良事例や未利用食品の有効活用に取り組む企業・団体の情報を共有

＜講演・事業紹介内容＞

- 「食品ロスの現状及び食品ロス削減推進基本的方針改正に伴う食品期限表示ガイドラインの改正について」
 （新潟県食品・流通課）
- 「お客様と一緒に取り組む食品ロス削減と社会貢献について」
 （株式会社ローソン）
- 「フードバンクを活用した食品ロス削減について」
 （新潟県フードバンク推進協議会）
- 「ソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」を活用した食品ロス削減と社会貢献について」
 （株式会社クラダシ）



今後の取組予定

○　セミナーを開催し、食品ロス削減に繋がるDX活用等の先進的事例や未利用食品の有効活用に取り組む企業・団体の情報、事業者による消費者啓発の取組などを紹介することで、食品ロス削減を推進します。また、災害時備蓄食料に関する廃棄実態などの把握にも取り組みます。

●未利用食品の活用に向けた支援

『食のセーフティネット』としての役割を担っているフードバンク団体の活動を支援することで、生活困窮者やひとり親家庭等を支援するとともに、企業や一般家庭における未利用食品を有効に活用

これまでの取組

○フードバンク団体の活動支援

- ➢ 県庁舎でのフードドライブ実施
- ➢ フードバンク団体の設備整備に対する補助
- ➢ 県民及び企業に対する未利用食品等寄付の呼びかけ
- ➢ 民間企業と連携した食料支援の取組
- ➢ 資金調達セミナーの開催

民間企業と連携した→
食料支援の取組



県庁舎で実施した→
フードドライブの様子



今後の取組予定

○　これまでの取組を継続しながら、フードバンク団体等の支援団体や民間企業との連携・協働を図っていく。

● 食育活動の推進

家にある余った食材の活用や食べきれなかった料理のリメイク等の調理方法の工夫など、関係団体と連携をしながら普及啓発を実施

○ 調理方法に関する普及啓発

➢ 食生活改善推進委員協議会による各種地区活動の実施

【事業例】

おやこの食育教室
男性のための料理教室
高校生や大学生、働く世代への啓発事業
高齢者への啓発事業　等

子どもから高齢者までの
食育活動を進めています！



～私達の健康は私達の手で～

〈事業の様子〉







今後の取組予定

○　引き続き関係団体と連携をしながら普及啓発を実施します。

●食品ロス削減に向けた周知啓発と居場所づくりの推進

食品ロスに関する周知啓発や、食事の提供を通じて多様なこどもの居場所を提供するこども食堂への支援を実施

これまでの取組

○ 食品ロス削減に向けた周知啓発等

- ➢ 新潟県青少年健全育成県民会議の事業として、食品ロス削減に関する啓発動画作成
- ➢ 食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、国等と一体となって、保育所等への栄養士・栄養教諭などを配置するために必要な支援を実施

▼ 食品ロス削減に関する啓発動画を県公式YouTubeへ掲載



○ こども食堂の活動支援

- ➢ 民間企業からの食品寄付や政府備蓄米の配布などに関する情報提供
- ➢ こども食堂等の立ち上げ経費に対する補助
- ➢ こども食堂等に関する相談窓口設置・専門家の派遣
- ➢ こども食堂と協同でクラウドファンディングを実施

今後の取組予定

○　引き続き関係団体と連携しながら、周知啓発や情報提供などに取り組む。

● エシカル消費の推進
　食品ロス削減の観点も含め、人・社会・地域・環境に配慮したサービスや商品を選択するエシカル消費の普及啓発に取り組む

これまでの取組

○ エシカル消費に関する普及啓発

エシカル消費とは
　エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。
　私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることが、エシカル消費の第一歩です。　※エシカル＝倫理的な・道徳的な
　エシカル消費は、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs) の17のゴールのうち特にゴール12「つくる責任つかう責任」に関連する取組です。

➢ 各種広報媒体を活用した周知の実施



◀消費生活情報誌「くらしほっと」（R7. 新春号）

➢「食から持続可能な社会の形成を考える学習会」等の実施
　消費者自身が新潟県内の食品の生産や製造現場等を訪問し、食の視点からエシカル消費を学ぶ県民向け学習会を開催



◀地域循環型農業の見学（令和6年10月 新発田市）

今後の取組予定

○ エシカル消費の普及啓発に取り組む（広報媒体の活用、学習会の開催等）

●教育及び学習の振興

命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解を進める

これまでの取組

○　小・中学校、高等学校の各教科等での食に関する指導
- ➢ 生活科、社会科、家庭科や総合的な学習（探究）の時間等で、食品ロス削減につながる食に関する指導を実施

○　給食時間等での食に関する指導
- ➢ 生産者との交流等をとおして、地域の産物の特徴を知り、関係する人々への感謝の気持ちを育む

○　食品ロス削減に向けた取組や指導例の紹介
- ➢ 食品ロスにかかわる指導例等をホームページ上で紹介
- ➢ 高等学校における授業実践集の作成



小学生用食育教材
「たのしい食事つながる食育」



小学生用食育教材
「たのしい食事つながる食育」



「高校家庭科　授業実践集」





「食品ロス削減」について「脱炭素」と関連付けて学習に取り組めるよう、「新潟県脱炭素ポータル」の授業における活用例を示しました。



新潟中央高等学校：文化祭で「フードドライブ」に取り組みました。



栃尾高等学校：家庭科の授業で社会福祉協議会と連携し、食材を無駄なく使う高齢者向けのお弁当メニューを考案し、食育メッセージと共に届けます。

今後の取組予定

○　関係部局との連携を図りながら、食品ロス削減に向けた教材提供、実践紹介等を行っていく

新潟県の取組　環境政策課

● **にいがたゼロチャレ３０**
脱炭素社会の実現に向け、一人ひとりが生活の中でできる30の取組をまとめ、実践を呼びかけ

● **学んで実践！にいがた環境基礎講座**
県民一人ひとりが自ら環境について考え、行動する機運を醸成することを目的に開設・運営

これまでの取組

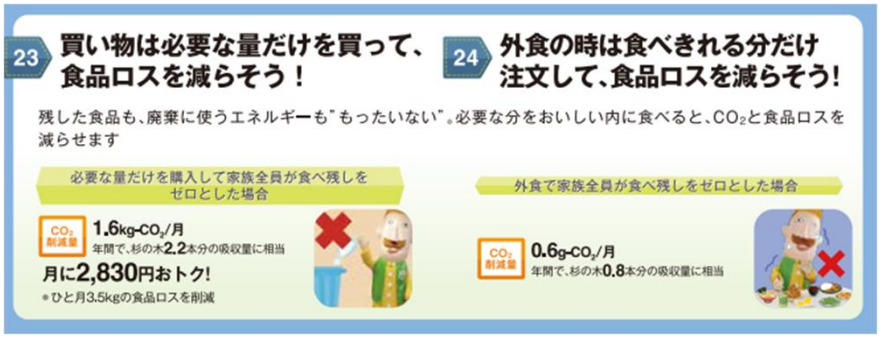
〇にいがたゼロチャレ３０

- 「買い物は必要な量だけを買って、食品ロスを減らそう！」など、食品ロス削減の取組も取り上げ
- 学生で構成する普及啓発チーム「ゼロチャレ30士」が、市町村イベント等でゼロチャレ30の実践を呼びかけ
- ゼロチャレ30の実践によるCO_2削減量・節約金額の目安を新潟県脱炭素ポータルサイト等で情報発信

〇学んで実践！にいがた環境基礎講座

- 令和７年度の本講座のカリキュラムの一コマに、アクシアル リテイリング株式会社 堂前恵理氏から「原信・ナルスの食品ロスへの取り組み」の講義を行った。

（にいがたゼロチャレ30の取組）



（市町村イベントでの呼びかけの様子）



（講義の様子）



今後の取組予定

〇　引き続き、「にいがたゼロチャレ30」の実践を呼びかけることにより、食品ロス削減を含めた県民のライフスタイルの転換を促します。
〇　県民一人ひとりが自ら環境について考え、行動する機運を醸成します。

●食品表示（消費期限と賞味期限の違い）等に関する理解の促進

　食品関連事業者等に対し、食品衛生講習会等の機会を捉え、食品表示（消費期限と賞味期限の違い）等に関する理解の促進を図った

これまでの取組

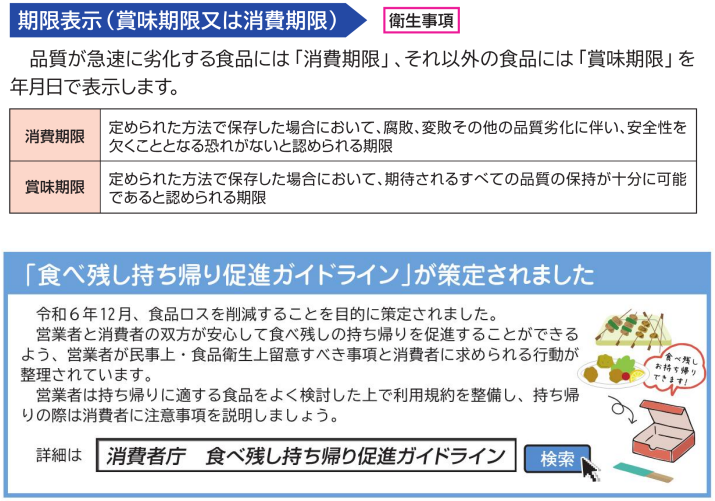
○　食品衛生講習会等における周知

　➢　食品関連事業者等に対し、食品衛生講習会等の機会に消費期限・賞味期限の違いやその設定等について説明し、理解の促進を図ってきた。

今後の取組予定

○食品関連事業者等に対し、食品衛生講習会等の機会を捉え、改正された「食品期限表示設定のためのガイドライン」や新たに設けられた「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」等の周知を図る。





●　保存年限の到来した災害用備蓄食料・飲料水の取扱いについて

【県の基本方針】
① 市町村へ利活用の要望確認　（防災訓練、防災イベント等での使用）
② 市町村要望が無いものについて、不用決定の後、原則フードバンクへ提供

これまでの取組

○ 近年の提供実績

	R７	R６，５	R４	R３	
提供先	市町村	実績なし	フードバンク	フードバンク	市町村
ペットボトル水（２ℓ）	1,200本	―	2,750本	16,194本	66本
主食 （アルファ米、クラッカー等）	―	―	4,050食	55,050食	8,770食
副食 （レトルト食品、缶詰等）	697食	―	―	21,180食	1,140食
毛布	―	―	―	17,400枚	1,190枚

今後の取組予定

・Ｒ８．５　市町村に対して、令和8年度中に保存年限が到来する物資の提供希望照会
・（随時）　保存年限到来2～3か月前を目途に、市町村要望のない物資について、「新潟県フードバンク連絡協議会」に対して、提供に係る事前打診